

議案第35号

斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年11月1日に施行され、児童扶養手当法施行令の一部が改正されることから、当該法令の規定を準用している本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

児童扶養手当法施行令の改正により、本条例において準用している所得制限の規定について、令和6年11月1日から所得限度額が引き上げられるため、所要の改正を行います。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年11月1日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によります。